

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 保険料の額の改定

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者に係る各段階の保険料の額を次のとおり改定する。

被保険者の区分	現 行	改 正 案
	保険料の額	保険料の額 (R6～R8)
第1段階（割合※）0.455） 被保険者が老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が住民税非課税の者、生活保護法に定める被保護者、被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額※から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計が80万円以下の者等	38,340円	36,036円
第2段階（割合※）0.57） 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計額が80万円を超え、120万円以下で、第1段階に該当しない者等	47,925円	45,144円
第3段階（割合※）0.69） 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない者等	57,510円	54,648円
第4段階（割合0.875） 被保険者が住民税非課税で、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計が80万円以下で、第1段階から第3段階までに該当しない者等	67,095円	69,300円
第5段階（割合1.00） 被保険者が住民税非課税で、第1段階から第4段階までに該当しない者等	76,680円	79,200円
第6段階（割合1.125） 被保険者の合計所得金額が125万円未満で、第1段階から第5段階までに該当しない者等	86,265円	89,100円
第7段階（割合1.25） 被保険者の合計所得金額が125万円以上190万円未満で、第1段階から第6段階までに該当しない者等	95,850円	99,000円
第8段階（割合1.50） 被保険者の合計所得金額が190万円以上250万円未満で、第1段階から第7段階までに該当しない者等	115,020円	118,800円
第9段階（割合1.675） 被保険者の合計所得金額が250万円以上350万円未満で、第1段階から第8段階までに該当しない者等	126,522円	132,660円
第10段階（割合1.90） 被保険者の合計所得金額が350万円以上500万円未満で、第1段階から第9段階までに該当しない者等	141,858円	150,480円
第11段階（割合2.375） 被保険者の合計所得金額が500万円以上750万円未満で、第1段階から第10段階までに該当しない者等	176,364円	188,100円
第12段階（割合2.65） 被保険者の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満で、第1段階から第11段階までに該当しない者等	195,534円	209,880円
第13段階（割合2.95） 被保険者の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満で、第1段階から第12段階までに該当しない者等	214,704円	233,640円
第14段階（割合3.30） 被保険者の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満で、第1段階から第13段階までに該当しない者等	237,708円	261,360円
第15段階（割合3.65） 第1段階から第14段階までに該当しない者	260,712円	289,080円

基準額

※ 割合…介護保険法施行令第39条第1項各号に定める割合を標準として区が定める割合（第1段階は同条第5項、第2段階は同条第6項及び第3段階は同条第7項に規定する減額賦課前の割合）

※ 合計所得金額…地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から租税特別措置法で規定されている長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額。ただし、第1段階から第5段階までについては、合計所得金額に給与所得（給与所得と年金収入に係る所得がある者の所得金額調整控除が行われている場合には、その控除前の額）が含まれている場合には、当該給与所得の金額から10万円を控除して得た額（当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）

2 減額賦課に係る保険料の額の改定

所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料の額を次のとおり改定する。

被保険者の区分	現 行	改 正 案
	保険料の額 (公費軽減割合)	保険料の額 (公費軽減割合)
第1段階 (割合0.455) 被保険者が老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が住民税非課税の者、生活保護法に定める被保護者、被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計が80万円以下の者等	23,004円 (0.20)	22,572円 (0.17)
第2段階 (割合0.57) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入の合計額が80万円を超え、120万円以下で、第1段階に該当しない者等	28,755円 (0.25)	29,304円 (0.20)
第3段階 (割合0.69) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない者等	53,676円 (0.05)	54,252円 (0.005)

3 施行期日

本年4月1日